SP382	ポリスチレン、ポリメタクリル酸メチル樹脂又は他の高分子材料から製造されたものに限る。危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部第38.4.4節のU1テスト（可燃性蒸気を発生するおそれのある物質の試験方法）により、可燃性蒸気を発生することが無いことが確認されたものにあっては、危険物に該当しない。
SP383	卓球用の玉（セルロイド製に限る。）は、一個あたりの質量が3.0ｇを超えず、かつ、容器あたりの総質量が500ｇを超えない場合には、危険物に該当しない。
SP385	1　引火性液体類若しくは引火性液体高圧ガスを燃料とする内燃機関を搭載した自動車又は引火性液体類若しくは引火性高圧ガスを燃料とする燃料電池車に限る。 2　内燃機関及び蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車は、電池を搭載して運送される場合には、本品名を適用する。 3　蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とする自動車は、電池が搭載された状態で運送される場合、国連番号が3171の危険物に該当する。 自動車の走行又は人命の安全を保持するために当該自動車で使用するものであって、脱落することがないよう確実に取り付けられているものは、危険物に該当しない（別段の定めがあるものを除く。）。
SP386	物質が温度管理により安定化されている場合、IMDGコード7.3.7の規定を適用する。化学的に安定化させる場合又は重合防止剤を投与する場合、危険物の温度が50℃（ポータブルタンクに収納される場合にあっては、45℃）において重合のおそれがないことを確認すること。自己加速重合温度が50℃（ポータブルタンクに収納される場合にあっては、45℃）以下の物質は、温度管理により安定化させること。

別表第一備考10の表SP961の項を次のように改める。

SP961	1　自動車は、次に掲げる積載場所の別により、いずれかの要件に該当するものは、危険物に該当しない。なお、自動車の部品は脱落することがないよう確実に取り付けられ、かつ、内部に搭載されたその他の危険物及び燃料電池エンジンの燃料及び燃料電池以外の危険物は、個別に収納され、それぞれの危険物に適用される要件に従い運送されるものであること。 (1)　ロールオン・ロールオフ船又はロールオン・ロールオフ船以外の船舶であって船舶防火構造規則及び船舶消防設備規則の規定により自走用の燃料を有する自動車を積載することが認められた区域（以下、この項において「車両区域」という。）に積載する場合（自動車が貨物輸送ユニットに収納され、ロールオン・ロールオフ船のコンテナ貨物区域に積載する場合を除く。） 電解液、燃料又は燃料ガスの漏洩がない自動車又は装置（蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー若しくは蓄圧器又は燃料タンクが搭載されたものをいう。） なお、リチウムイオン電池のみを動力源とする自動車並びに内燃機関及びリチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車（以下、この項において「ハイブリッド自動車等」という。）のリチウム電池は、IMDGコード2.9.4の規定に適合するものであること。ただし、取り付けられたリチウム電池が試作品又は生産数量が100個以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合には、IMDGコード2.9.4.1の規定を適用しない。 (2)　(1)以外の船舶又は車両区域以外の区域に積載する場合 (i)　燃料系統からの漏えいがなく、燃料タンク内の引火性液体類の量は450リットル以下であり、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が摂氏38度以上の引火性液体類を燃料とする自動車 (ii)　燃料タンクが空（燃料タンクから燃料が排出され、燃料不足により内燃機関が作動できない状態をいう。）であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が摂氏38度未満の引火性液体類を燃料とする自動車（燃料系統及び燃料タンクを洗浄又は清浄していないものを含む。） (iii)　燃料タンク内の圧力が0.2メガパスカル以下であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火性高圧ガス（液化又は圧縮されたもの）を燃料とする自動車 (iv)　電池の短絡を防止するための措置が講じられている蓄電池又はナトリウム電池を動力源とする装置 2　ハイブリッド自動車等に取り付けられたリチウム電池に損傷又は欠陥がある場合は、当該電池を自動車から取り外さなければならない。

別表第一備考10の表SP964の項中「顆粒状状」を「顆粒状」に改める。

別表第一備考10の表SP970の項の次に次のように加える。

SP971	電池を動力源とする装置は、電池に内蔵する電解液の漏えいが無く、かつ、短絡を防止するための措置が施されている場合に限り運送することができる。
SP972	リチウム電池は、IMDGコード2.9.4の規定に適合したものであること。ただし、エンジン又は機械に取り付けられたリチウム電池が試作品又は生産数量が100個以下のものである場合、IMDGコード2.9.4.1の規定は適用しない。エンジン又は機械に取り付けられたリチウム電池に損傷又は欠陥がある場合には、当該電池を取り外さなければならない。

別表第一備考10の表SP970の項を削る。

別表第八の三中「第38条の2」の下に「、第38条の3」を加え、同表大豆油、とうもろこし油及びひまわり（メイズ）油の精製されたものからなるアンドオイル混合物の項中「（メイズ）」を削り、同表イソアルカン（炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物の項の次に次のように加える。

直鎖及び分岐アルカン（いずれも炭素数が5から7までのもの（ヘキサン及びヘプタン並びにその混合物を除く。）に限る。）の混合物	Alkanes (C5-C7), linear and branched	S/P	2	2G	制御	不要	T3	ⅡA	No	密閉	F-T	A,B,C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6
直鎖及び分岐アルカン（いずれも炭素数が10から17までのものに限る。）の混合物	Alkanes (C10-C17), linear and branched	S/P	2	2G	制御	不活性	T3	ⅡB	No	制限	F	A,B,C		不要	1.19

別表第八の三アルキルベンゼン混合物（少なくとも50質量％のトルエンを含むものに限る。）の項の次に次のように加える。

アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	Alkylbenzenes mixture (containing naphthalene)	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	A,B,C		不要	1.12, 1.17, 1.19.6